

令和3年度の子育て応援券事業の変更点

1. 期間限定対応の延長について【資料1-1、資料1-2】

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで期間限定の対応を行っていますが、本対応について令和4年3月31日まで延長することとしました。

事業者の皆様におかれましては引き続きご対応頂きますようお願いいたします。

2. オンラインサービスの拡充

令和2年12月からオンラインサービスを開始し、現在16事業者28サービスとなっています。オンラインサービスについては感染症防止の観点から、引き続き拡充をしていきますので、事業者の皆様からの申請をお待ちしています。

3. 杉並区産後ケア事業の開始

令和3年度から杉並区と委託契約をした事業者が実施する「杉並区産後ケア事業」を開始することとしました。当事業における利用者負担額において、子育て応援券を利用できるようにするため、子育て応援券サービス提供事業者登録ガイドラインを改正しました。(事業者の手引き8ページ)

また、杉並区産後ケア事業と類似する既存の子育て応援券事業のサービスを区別するため、以下のとおりサービスの名称を変更しました。

～令和2年度	令和3年度～
短期宿泊による産後ケア	宿泊型産後ケアサービス
日帰り産後ケア	日帰り型産後ケアサービス
出産母乳育児相談	訪問型産後ケアサービス (出産母乳育児相談)
	来所型産後ケアサービス (出産母乳育児相談)

(産後ケア事業の概要については令和3年度ガイドブック P22 をご覧ください)

4. 自宅での託児サービスの見直しについて

認可外保育施設指導監督基準の改正に伴い、令和2年10月1日付2杉34908号にて事業者登録ガイドラインの改正をいたしました。令和3年3月31日までは準備期間として改正前基準でのサービス提供を可としていましたが、令和3年4月1日からは新基準でサービス提供頂きますようお願いいたします。(事業者の手引き P10)